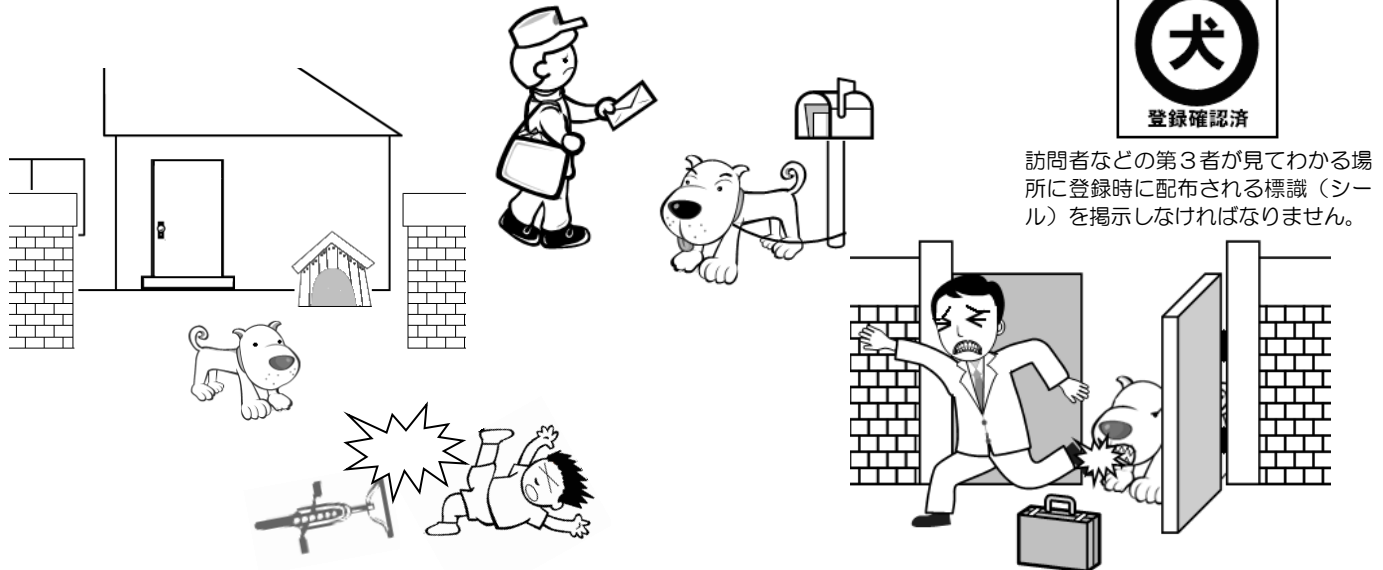


# 犬はつないで飼いましょう！

～滋賀県では条例により、犬をつないで飼うことが義務付けられています。～

## 放し飼いはもちろんダメ！つなぐ場所にも注意！



訪問者などの第3者が見てわかる場所に登録時に配布される標識（シール）を掲示しなければなりません。

大人しく、しつけが行き届いている犬でもつないで飼うか、柵の中で飼わなければなりません。

犬をつなぐ場所は、玄関や通路など、訪れる人の妨げにならないようにしなければなりません。また、囲いの中で放して飼う場合は、訪問者が扉を開けたときに犬が飛び出さないようにしなければなりません。

## 公共の場所での散歩や運動は、必ずつないで行いましょう！



犬の放し飼いは、県条例による罰則があります。  
(3万円以下の罰金、拘留または料料)

不特定多数の人が利用する道路や公園など公共の場所では、犬が繋がれていないことにより、恐怖や不快を感じる方や驚きのあまり転倒するなどして事故につながることも充分考えられます。

(一財) 滋賀県動物保護管理協会

〒520-3252 滋賀県湖南市岩根136-98

TEL0748-75-6522  
FAX0748-75-3295

滋賀県動物保護管理センター

〒520-3252 滋賀県湖南市岩根136-98

TEL0748-75-1911  
FAX0748-75-4450